

壱岐市監査委員公表第5号

令和6年度定期監査（後期）の結果に関する報告に対し、壱岐市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年9月11日

壱岐市監査委員	吉田	泰夫
壱岐市監査委員	殿川	穂
壱岐市監査委員	左野	健治

## 指導事項に係る措置状況等

No.	監査対象機関	内 容	措置状況
1	教育総務課	奨学金運用基金未収金（納期到来分）10件1,973,000円、旧勝本町奨学資金貸付金18,000円の回収整理に努めること。	納付督促、分納誓約を行い回収に努めています。
2	教育総務課	借用書（奨学資金貸付金）の保証人署名で、同一筆跡と見られるものがあるので、借入本人、保証人が自署するよう指導をすること。	借用書の保証人署名は、自署とし、提出時に筆跡の確認を徹底しています。
3	建設課	市営住宅使用料未収金現年分8,082,200円、滞納繰越分17,484,970円、駐車場使用料未収金現年分578,590円、滞納繰越分216,996円の回収整理に努めること。	現年度分の住宅使用料及び駐車場使用料については、令和5年度に引き続き、令和6年度も全額回収し、収納率100%となっております。滞納繰越分についても、回収整理に努め、令和7年度へ繰り越した額は、住宅使用料11,579,320円、駐車場使用料177,496円と大幅に削減しております。
4	家畜診療所	病傷事故診療手数料未収金現年度分101,367円、病傷事故外診療手数料未収金現年度分693,650円、滞納繰越分375,254円の回収整理に努めること。	<p>現年度の家畜診療費の徴収については、口座振替により納付を願っていますが、残高不足等による口座振替が出来ない農家が全体の6%程度発生しています。その関係する農家に随時電話等により、納付の願いをして、個々の農家の未収金が累積しないように納付を促しています。</p> <p>その結果、現年度分未収金については全額収納となりました。</p> <p>過年度未収金については、無畜農家及び経済的にも厳しい農家が多い為、分割による徴収を行い11,070円回収しました。（残額：364,184円）</p> <p>今後も分割による徴収を行うとともに、回収見込みのないものについては債権管理条例に基づき不能欠損処理を行います。</p>
5	上下水道課 （水道事業会計）	水道使用料未収金現年分12,859,570円、滞納繰越分72,409,464円の回収整理に努めること。	<p>相続人や所在の不明分について継続して調査実施中であり、各案件ごとに順次対応に努めますが、相続人不在等については時効整理を行い適切に不能欠損処理を行います。</p> <p>また、口座振替や状況に応じた自主納付も促しつつ給水停止執行措置も行い債権回収に努めます。</p>
6	上下水道課 （下水道事業会計）	公共下水道使用料未収金現年度分1,208,460円、滞納繰越分698,160円、漁業集落排水処理施設使用料未収金現年度分528,670円、滞納繰越分883,670円の回収整理に努めること。なお、内4件が長期にわたり滞納となっているので、徴収促進の取組を強化すること。	上水と連携を図り、特に高額滞納者に対しては、納付の確認や確約を取り計画的に納付させるよう促し、5年の時効に留意し債権回収に努めます。

## 指導事項に係る措置状況等

No.	監査対象機関	内 容	措置状況
7	上下水道課 (下水道事業会計)	公共下水道使用料預り金8,700円、漁業集落排水処理施設使用料預り金2,250円について、速やかに還付金等の整理を行うこと。	公共下水道については令和7年2月に処理済みですが、漁業集落排水については還付口座の確認中であり7月中に整理を行うよう手続きを進めています。